

別表六の二(十四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度 . . . 法人名 ( )

別表六の二(十四) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

		円			円													
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 の	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	19													
	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2			特 定 機 械 装 置 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	20												
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「11」の合計)	3				法 人 の	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	21										
	同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4						の	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22								
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5								税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13						
	(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6											の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	24				
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7													計 算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 $(23) - (24)$	25	
	(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8																算
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9																
税額控除限度額の計算 $((4)-(5)) + ((8)-(9)) + ((5)+(9)) \times \frac{6}{100}$ $((6)-(7)) - ((8)-(9)) + ((7)-(9)) \times \frac{5}{100}$ 税 額 控 除 (10) + (																		
調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17																	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(16) - (17)$	18																	

**「25」欄**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10294」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額